

新寄附税制とNPO法改正の概要

NPO法改正 (H23. 6. 15 成立、H24. 4. 1 施行)

○従来の認証事務に関する改正

- * 認証事務の簡素化・柔軟化(解散公告の簡素化、定款変更届出事項の拡大)
- * 活動分野の追加
(「観光の振興」「農山漁村及び中山間地域の振興」「条例で定める活動」)
- * 情報開示の充実(インターネット等での事業報告書公開・従たる事務所でも閲覧)
- * 会計基準の導入(「収支計算(予算)書」を「活動計算(予算)書」へ)
- * 現在の内閣府認証NPO法人は主たる事務所を有する県(政令市)が所轄庁となる

○認定NPO法人制度の規定を租税特別措置法からNPO法へ移行

- * 認定 NPO 法人制度を NPO 法で規定
- * 認定事務の地方移管(国税庁から県(政令市)へ)

税制改正(所得税・個人住民税) (H23. 6. 22 成立、H23. 7~)

【H23 年度~】

○認定NPO法人への寄附金額の50%(所得税40%個人住民税10%)まで**税額控除** 個人住民税の税額控除適用下限額引き下げ(5000円→2000円)

※H24年度所得税・住民税から適用(H23年中の寄附金から対象)

○認定NPO法人以外のNPO法人への**自治体の条例個別指定**による 個人住民税の寄附金控除対象拡大

条例指定を受けたNPO法人は認定申請の際にPST要件免除

※H24年度所得税・住民税から適用(H23年中の寄附金から対象)

○認定要件の緩和(新たなPST導入、既存のPSTとの選択制)

現行PST:寄附収入の割合で判定 ←→ 新PST:寄附者の数(3000円以上100名以上)で判定

○ふるさと寄付金制度を活用したNPO法人等への支援

特定のNPO法人への助成を希望した地方団体への寄附をふるさと寄附金として扱う

※既存の仕組みを活用するため、H23税制改正で改めて周知された項目

【H24 年度~】

○認定NPO法人の認定機関を国税庁から県(政令市)へ移管

○「仮認定」制度の導入

設立5年以内のNPO法人がPST要件以外の認定要件を満たす場合に適用

(経過措置:法施行後3年以内は 全NPO法人が適用対象)

○認定後の監督(罰則規定含む)制度の整備

○みなし寄附金の損金算入限度額引き上げ

所得金額の50%または **200万円**(現行20%)

★NPO法改正、所轄庁での対応は？

- ①関連条例、規則、手引き等の改正（関係政令8月末頃公布予定）
- ②内閣府所轄のNPO法人の所轄庁変更に伴う引き継ぎ
- ③NPO法人、市民への周知（「新しい公共支援事業」も活用）
- ④法改正を受けての定款変更認証申請（活動分野等）の増加
- ⑤認定NPO法人に関する事務が法施行事務として新たに発生

★税制改正、県・市町村での対応は？

- ①寄付金控除の対象となるNPO法人の条例における個別指定
（県及び全ての市町村において、独自に対応が可能）
<基準制定【県・市町村】→条例改正【県・市町村】→H23.1.1～の寄付が控除適用>
★実施については各自治体の判断による（実施時期、条例指定の基準も含め）
※指定する法人名と事務所所在地を条例の中で明示（※「知事が別に定める」はNG）する必要がある
とされており、条例の定め方について県では今後税務担当課と調整を行う
- ②認定NPO法人認定事務の移管
（対象：所轄庁 ※権限移譲（県→市町村）については現在未定）
<国においてH24.1月頃 ガイドライン確定→H24.4月～地方移管>
- ③ふるさと寄付金制度の活用
（全ての市町村において、独自に対応が可能 ※県ではしまね社会貢献基金を運用中）
★実施については各自治体の判断による

◆認定NPO法人制度

- NPO法人への寄付を促進するため、税制上の仕組みとして創設（H13～）
- 所轄庁で認証されたNPO法人を、国税庁が認定する制度
 - *「市民からの支援度合（パブリック・サポート・テスト＝PST）」が要件のひとつとなっている
- 認定を受けることで、税制上の優遇措置が受けられる
 - * 寄付者に対する税制優遇
 - ・個人：寄附金控除（所得税・個人住民税）、法人：損金算入（法人税）
 - * 認定NPO法人に対する税制優遇（みなし寄付金制度の適用）

しまね社会貢献基金

- 島根県において活動するNPO法人・市民活動団体を支援するため創設（H21～）
- 基金登録団体として登録したNPO法人・市民活動団体への助成事業等を行う
- しまね社会貢献基金への寄付は、地方公共団体への寄付として、寄付者は税制上の優遇措置が受けられる・・・個人：寄附金控除（所得税・個人住民税）、法人：損金算入（法人税）